

広陵町地域公共交通計画策定業務委託仕様書

広陵町企画部企画政策課

令和3年6月

1 背景

当町では、路線バスの休止・廃止等の影響を受け、在来地域の交通弱者及び高齢者の交通手段を確保するため、平成 28 年 5 月に「広陵町地域公共交通網形成計画」（以下「網形成計画」という。）を策定し、まちづくりの観点はもとより、観光といった視点も取り入れながら、新公共交通システムの構築（広陵元気号の抜本的な見直し）を実施した。見直しによって、「広陵元気号」の利用者及び運賃収受額は、当初目標を大きく上回る事ができ、一定の成果があったところではあるが、高齢化の進展による運転免許証返納者や通院等を希望する方の増加など、住民ニーズの変化に伴い、広陵元気号の更新を迫られている。しかしながら、運行事業者である奈良交通株式会社からは、「運転手不足や運転手の労務環境保護のため、今以上の人的リソース等を当町へ配分することはできず、その結果、広陵元気号の増便や増線ができない状態である。」との意見が示された状況である。

一方で、既存の公共交通に目を向けてみると、当町はコンパクトでありながら、鉄道駅は 1 駅しかなく、また、利用者についても、隣市である大和高田駅及び五位堂駅を利用している方が大半を占めており、他の自治体と比較しても、依然として公共交通が不足している状況である。併せて、大和高田駅行きの既存の路線バスについては、人口減少やコロナ禍の影響も相まって、利用者が大きく減少し、民間事業者から「維持が困難である」との申し出があったことから、赤字部分を関係市町で負担し、減便した上で運行している状況である。

また、社会全体の動向としては、スマートフォン及び通信環境の普及により、人々の情報取得量が増加している状況に加え、テレワークの普及や宅配・EC 市場の拡大により、人々の移動に関する価値観が変化している。移動をしなくても仕事やサービス享受ができる環境が整備されており、これらの環境を活用している住民からすると、移動の必要性は従前と比較して低くなり、移動の目的も「生活に必要な移動」から「趣味・娯楽への移動」に変化している現状である。

以上のことから、引き続き当町における持続可能な公共交通を実施していくためには、多様化及び高度化する住民ニーズ及び社会動向に合致した公共交通のあり方を模索するとともに、併せて、運行資源の配分の効率化、無関心層等の新たな取込及び収益構造の見直し等が必要である。これらを実行、実現させるためには、短期間での課題解決は難しく、計画的に課題解決をしていく必要があると考えている。

2 目的

平成 28 年 5 月に策定した網形成計画は、令和 3 年度をもって計画期間終了を迎えるため、当該計画の最終評価・検証を行い、公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 41 号）（以下「法」という。）の改正に対応する形で、現在の網形成計画を刷新し、計画期間（5 年間）における町内全ての公共交通の効果的な運用についての基本的な方針（以下「基本方針」という。）を反映した、「広陵町地域公共交通計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

また、本計画策定においては、網形成計画での課題、検証を踏まえ、より実効性のある計画とし、形骸化した計画とならぬよう、適切な指標（課題・成果）の設定、本計画を実行していくために必要な PDCA（特に実施事業の検証方法や政策実現に向けた施策・

事業の軌道修正・廃止方法等)の仕組み化を行う。

3 提案の留意事項

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、近隣府県で「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」がとられているため、提案に当たってはその点を考慮し、「7実施業務について」におけるア及びイの調査の実施時期及び内容について十分に留意すること。

4 委託業務名

広陵町地域公共交通計画策定業務委託

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月18日(金)まで

6 事業主体

広陵町地域公共交通活性化協議会

7 実施業務について

(1) 広陵町地域公共交通計画策定業務

ア 網形成計画の最終評価及び検証業務

「網形成計画」における評価項目(別紙1)、網形成計画期間中に実施した各事業(別紙2)及び利用実績等(別紙3)に基づき、アンケート調査等により最終評価及び検証を行うこと。

最終評価及び検証に当たっては、当町公共交通の課題を明確にした上で、課題の原因及び要因分析を行うこと。なお、本業務の遂行に当たり、より効果的な最終評価及び検証方法があれば提案すること。

また、本業務に必要な基礎資料の収集、資料作成及び調査を行うこと。

イ 基本方針策定業務

今後も、持続可能な公共交通であるためには、人々の持つ不安・不満を解消する必要があり、それらの原因や要因を明らかにした上で、公共交通を運用していく必要があると考えている。併せて、社会情勢(情報取得量の増加、テレワーク・EC市場の拡大)に鑑みた広域運行を含む公共交通のあり方を検討する必要がある。

これらの検討に当たっては、マクロ及びミクロ環境分析を行い、サービス設計のあり方を構築することとし、分析及び構築に当たって、それぞれの効果的な手法を提案すること。

なお、仮説設定及び分析に町民や公共交通利用者等の意見を必要とする場合は、アンケート調査及び住民ワークショップ等で収集することとするが、より効果的な手法があれば提案すること。

上記内容を実施するために必要な基礎資料の収集、資料作成及び調査を行うこと。

ウ 法改正に対応した「広陵町地域公共交通計画」策定業務

ア及びイの業務に基づき、法改正に対応した「広陵町地域公共交通計画」を策定すること。また、本業務に当たっては、当町の第2次広陵町健康増進計画、広陵町都市マスタープラン及び今後策定予定の立地適正化計画の内容と連携したものとする。また、MaaSの考え方を既存の公共交通に取り入れるため、当町公共交通の現状から、MaaSの導入段階及び手法について提案すること。

実効性の高い計画とし、形骸化した計画とならぬよう、適切な指標（課題・成果等）の設定、本計画を実行していくために必要なPDCA（特に実施事業の検証方法や政策実現に向けた施策・事業の軌道修正・廃止方法等）の仕組み化の方法について提案すること。

エ 広陵町地域公共交通活性化協議会運営支援業務

広陵町地域公共交通活性化協議会を最低5回開催予定であり、上記アからウについて協議する。協議会の招集及び会場は当協議会で用意する。受託者は、運営及び資料作成の補助等を行うこと。協議会の運営について、より効果的な運営方法及び実施回数があれば提案すること。

(2) 独自提案業務

前号に掲げる業務以外において、本業務を円滑かつ効率的に実施するための独自提案があれば提案すること。

(3) 業務スケジュール

広陵町地域公共交通計画（案）は令和4年2月25日までの完成を予定している。提案については、実現性及び実効性のあるスケジュールとすること。

8 業務の実施体制

本業務実施に当たっては、募集要領「5 参加資格」(6)に掲げる要件を満たしており、かつ、業務を円滑に実施するために、必要な資格を有する管理技術者、及び主任担当者を選任し、当町との連絡調整が円滑に実施できるよう、契約締結後、速やかに体制を整えるものとする。

9 秘密の保持

本業務において、個人情報の取扱いには、当町の個人情報保護条例等の関係法令を遵守するとともに、その管理には細心の注意を払い、適正に処理しなければならない。

10 打ち合わせ協議

本業務を円滑かつ効率的に実施するため、着手時、中間、最終納品前の3回のほか、会議等の開催時には事前に協議打合せを行うこと。併せて、月1回の進捗管理報告は必ず行うこと。

※オンライン会議システムを利用した打ち合わせも可とする。オンライン会議システムで実施する予定である会議は、その予定を明確にすること。

1.1 成果品

- (1) 広陵町地域公共交通計画 30部 (A4版、カラー、冊子製本)
- (2) 広陵町地域公共交通計画 概要版 30部 (A4版、カラー、観音開きで全8ページ)
- (3) 本業務で行った調査及び各種分析に係る報告書 一式
- (4) 打合せ議事録等報告書 一式
- (5) 前4号に関する報告書の電子データ 1部 (Word版又はExcel版及びAIデータ等)
- (6) その他関連資料 一式

1.2 その他

- (1) 業務実施に必要な資料は当町から貸与する。
- (2) 本業務の実施に当たっては、「7 実施業務について ウ 法改正に対応した「広陵町地域公共交通計画」策定業務」において、各計画と連携することとしていることから、それぞれの計画に精通した管理技術者及び主任担当者を配置することとする。また、当町との連絡調整が円滑に実施できるよう、社内体制を整えること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の状況及び社会情勢から、打ち合わせ協議の開催等に支障や疑義が生じた場合は、委託者と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。
- (4) 本仕様書に記載のない事項であって、本業務の遂行に必要と認められる事項が発生した場合は、委託者と速やかに協議し、その指示に従うこと。